

意見書

平成 26 年 11 月 19 日

情報通信審議会

2020-ICT 基盤政策特別部会長 殿

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしがいしや
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし
代表取締役社長兼CEO 孫 正義

「2020 年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」答申(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」答申(案)に対する意見募集に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。以下のとおり弊社共の意見を述べさせていただきますので、宜しくお取り計らいの程、お願い申し上げます。

<基本的な視点>

2020年代に向けた情報通信においては、従来のトレンドに加え、更に超高精細映像(4K/8K)の導入等更なるリッチコンテンツの増加、社会全体のICT利活用の拡大等、データトラフィックの急増が予想されます。

期待されるデータニーズに対応するためには、固定・移動双方のインフラが十分に整備され、それらを最適に組み合わせたサービス提供が望まれます。この前提として固定・移動双方の市場で多様なプレーヤーが切磋琢磨しより良い通信サービスを提供できるよう、自由かつ公平・公正な競争環境が整備される必要があると考えます。

本答申(案)策定においては、「検討するに当たっての基本5原則」が整理され、様々な視点からの検討が実施されましたが、加入光ファイバ接続料や東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT東西殿」といいます。))の「サービス卸」の在り方といった固定(FTTN)市場における重要な施策について結論が得られず、総務省殿や他委員会における今後の措置・検討に委ねる結果となっております。

詳細は、本意見書の各論部分にて述べますが、審議会及び総務省殿においては、FTTH市場の競争促進策について早急に具体的措置を確定し、その実現を図って頂くことを強く要望します。

<本答申(案)に示されたルール整備までの措置について>

本答申(案)においては、NTT東西殿による光アクセスの「サービス卸」に関して、適正性・公平性・透明性が確保されるよう具体的措置を講ずるべきと提言されるとともに、「サービス卸」を活用した禁止行為規制対象事業者のセット割引についても禁止行為の対象である旨が指摘されています。

しかしながら、上述の措置が講じられる前に、NTT東西殿は「サービス卸」の提供条件を表明し、株式会社NTTドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」といいます。))は、「サービス卸」を活用し実質的にNTT東西殿のフレッツサービスと同社のモバイルサービスのセット割引(以下、「NTTセット割」といいます。))を提供する意向を示しました。

NTT東西殿は日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株殿」といいます。))を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014年3月末時点加入者回線設備シェア83.7%)を保有し、FTTH市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等非常に強い市場支配力を有しているとともに、NTTドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にある上、NTT持株殿が67%の株式を保有する特殊性を有しております。この市場環境において、公正競争条件が十分確保されないまま、NTT東西殿とNTTドコモ殿が連携することは、両市場におけるシェアを確実に固定化させるものであり、更に不透明性の残

る相対契約での取引は、NTT グループ内の優遇行為や内部補助を引き起こす可能性があります。このような状況を踏まえて、10月23日付けで、弊社共を含め約260社から総務大臣宛に上述の懸念と具体的措置内容について要望書(以下、「連名要望書」といいます。)を提出したところです。

審議会及び総務省殿においては、競争事業者の要望を踏まえ、本答申(案)に示された方針が具体的措置として実行される前に、圧倒的ドミナントによる連携サービスが行われないよう、監視・指導を行って頂くことを要望します。

次頁より、本答申(案)に対する弊社共の個別論点に対する意見を述べさせていただきます。

章	頁	意見
<p>3. 1. 異業種との連携に係る支配的事業者規制の見直しによるイノベーション促進</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	17-19	<p>【総務省案】</p> <p>3. 1. 2. 政策の具体的な方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p><固定通信市場></p> <p>ボトルネック性を有する NTT 東西殿の加入者回線設備は、2014 年 3 月末時点で加入者回線設備シェアが 83.7%とまだ非常に高い水準で推移しており、市場支配力を有するという状況は従来と変わらないことから、固定通信市場における禁止行為規制は、本答申(案)のとおり、現行の規律を維持すべきものと考えます。</p> <p><移動通信市場></p> <p>1. NTT ドコモ殿の市場支配力</p> <p>現在禁止行為規制対象事業者である NTT ドコモ殿は、『電気通信事業分野における競争状況の評価 2013』においても、「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されております。また、同社は、ICT サービス安心・安全研究会開催以降も過度な端末下取り施策を発表すること等による顧客獲得を続けており、移動体市場において依然として強い市場支配力を有しています。</p> <p>2. NTT セット割の問題点</p> <p>NTT ドコモ殿は、2014 年 10 月 31 日の 2015 年 3 月期 第 2 四半期決算発表の場において、NTT 東西殿の「サービス卸」を利用し、「NTT セット割」を実施することを表明しました。</p>

章	頁	意見
		<p>しかしながら、当該割引サービスについては、以下のとおり、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西殿は NTT 持株殿を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014年3月末時点加入者回線設備シェア83.7%)を保有し、FTTH市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有すること ● 1. に述べたとおり、NTTドコモ殿についても依然として強い市場支配力を持つこと ● NTT 東西殿、NTTドコモ殿がともに高い市場支配力を有する状況において、両社が連携サービスを提供した場合、相互の市場支配力を活用することで、顧客を囲い込み、NTTグループ一体としての市場支配力が一層強化されることが想定されること ● NTT 東西殿のフレッツサービスからNTTドコモ殿の光サービスに転用を行った後、卸サービスの違約金や工事費の引き上げ等により他社への移転を抑制する等顧客の固定化を図るおそれがあること ● NTTグループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性もあること <p>更に、NTTドコモ殿はNTTセット割の提供を表明した際に、「多様なISPが選べる」と述べていますが、多くの顧客を囲い込むと想定されるNTTセット割においては、利用者利便のためにも多様なインターネット接続サービスを利用者が選択できる環境を維持すべきであることから、NTTドコモ殿と他社ISPが協業することは必須と考えます。</p> <p>しかしながら一方で、NTTドコモ殿は、他社ISPと協業しなくとも自身でインターネット接続サービスを提供可能であることから、他社ISPとの協業に当たり、著しく優越的な地位を有することになり、他社ISPに対する高額な割引原資の要求や販売方法の強要等、不当な規律・干渉を行うことも懸念されます。このため、仮にNTTドコモ殿によるNTTセット割が提供される場合においては、こうした行為が明確に禁止されるようにすべきです。</p> <p>3. 禁止行為の取り扱い</p>

章	頁	意見
		<p>1, 2のとおり、今後もNTTドコモ殿の市場支配力は依然として強く、NTTセット割により更に強化される可能性が高いことから、「特定の電気通信事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止」「不当な規律・干渉の禁止」は撤廃すべきでないと考えます。</p> <p>また、NTTファイナンス株式会社殿(以下、「NTTファイナンス殿」といいます。)への請求収納機能の集約や上述のNTTセット割といったNTTグループ一体化進展の動き等も踏まえれば、自社も含めたグループ会社(電気通信事業者に限らず)と他社を同等に扱う義務は最低限課すべきものと考えます。</p> <p>万が一、コンテンツ事業者等との連携等のため禁止行為を緩和する場合には、公正競争に影響を及ぼさない範囲に限定されるべきです。</p>
<p>3. 2. 光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>20-22</p>	<p>【総務省案】</p> <p>3. 2. 2. 政策の具体的な方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>1. NTTドコモ殿のセット割に関する問題点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>3. 1. 2に対する意見で述べたとおり、本サービスについては、以下のとおり、固定・移動双方の市場において公正競争が阻害されるおそれが極めて強く、禁止されるべきものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● NTT東西殿は日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT持株殿」といいます。)を通じ国が出資する特殊会社であり、公社時代に電話加入権等の国民負担で構築した公共資産のボトルネック設備(2014年3月末時点加入者回線設備シェア83.7%)を保有し、FTTH市場において70%を超える契約数シェアを持ち続ける等、非常に強い市場支配力を有すること ● NTTドコモ殿についても「単独で市場支配力を行使し得る地位」にあると評価されており、依然として強い市場支配力を持つこと

章	頁	意見
		<ul style="list-style-type: none"> ● NTT 東西殿、NTT ドコモ殿がともに高い市場支配力を有する状況において、両社が連携サービスを提供した場合、相互の市場支配力を活用することで、顧客を囲い込み、NTT グループ一体としての市場支配力が一層強化されることが想定されること ● NTT 東西殿のフレッツサービスから NTT ドコモ殿の光サービスに転用を行った後、卸サービスの違約金や工事費の引き上げ等により他社への移転を抑制する等顧客の固定化を図るおそれがあること ● NTT グループ内の実質的優遇や内部補助が行われる可能性も存在すること <p>特にその連携が排他的であった場合には、更におそれが強まることから、最低限、排他的 NTT セット割やセット販売等は明確に禁止されるべきです。</p> <p>(2) 具体的な措置</p> <p>NTTドコモ殿は、すでにNTT セット割の提供を表明されていますが、仮に提供される場合には、以下条件が担保されるべきと考え、それまでは NTT セット割の提供を開始すべきではないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自社を含めたグループ会社と他社を同等に取り扱う義務及び他の電気通信事業者や端末メーカー・販売事業者等への不当な規律・干渉を行ってはならない義務を NTT ドコモ殿に課すこと ● NTT ドコモ殿が以下の義務を果たせる体制を構築(法令・ガイドライン等の整備)すること <ul style="list-style-type: none"> ・ NTT ドコモ殿が NTT 東西殿から固定通信サービスを調達する場合は他の固定通信事業者からの調達も同等に扱うこと ・ NTTドコモ殿が自社光サービス(ドコモ光)を用い、自社を含めた NTT グループ会社のモバイルサービスやインターネット接続サービスとセット割やセット販売を行う場合は、他の移動通信事業者や ISP とも同等にセット割やセット販売を行うこと ・ NTTドコモ殿が協業する(卸を受ける場合を含む)際に、ISP 等に対し高額な割引原資の要求等、不当な

章	頁	意見
		<p style="text-align: center;">条件を課さないこと 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次項 2 に述べる NTT 東西殿との取引が他社と公平な条件であることが確認されること <p>2. NTT 東西殿「サービス卸」に関する問題点</p> <p>(1) 基本的考え方</p> <p>そもそも NTT 東西殿による「サービス卸」は、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を用いて提供するサービスであり、これまでの「接続」の代替となり得ること等も踏まえると、「サービス卸」の提供条件は、「接続約款」と同様に約款の認可制とし、相対取引は明確に禁止されるべきです。</p> <p>(2) 現行制度の問題点</p> <p>保障契約約款のみで規制する場合、以下のような問題が発生すると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 卸料金を著しく高額に設定する等、NTT グループ会社しか利用できない条件を設定するおそれ (卸先が NTT グループ会社であれば卸料金が高額であっても、グループ会社のコストは、NTT 東西殿の収入となるため、グループ内ではコスト増にはならず、影響はない。) ● 相対取引が可能となることから、NTT 東西殿が NTT グループ会社に対してのみ卸料金を優遇するおそれ (例: NTT ドコモ殿のみが該当する条件での大口割引) ● 合意に至るまでの交渉過程で、NTT グループ内へ事前の情報共有を行う等、契約書外で特定の事業者を優遇するおそれ 等 <p>また、約款を認可制としても、販売奨励金や営業・運用の業務受委託による実質的な補助が行われるおそれは解消できないものと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>(3) 具体的措置</p> <p>(1),(2)のとおり、全ての提供条件について公平性を担保することが必須であり、以下の3点に係る規律を導入することが必要であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 適正性・公平性・透明性確保のため、接続約款と同様の規律を導入すること (事前認可、相対取引の禁止、約款の公表等を義務付けること) ● 「サービス卸」を通じた NTT グループ一体での営業活動(NTT 東西殿のリソースを NTT ドコモ殿へ転用する等)や業務連携、NTT グループ会社等への先行的な情報開示等、NTT 東西殿に課された禁止行為の監視・チェック体制等を強化すべく、後述する監視機関を設置すること ● NTT 東西殿から NTT グループ会社への営業支援策(販売奨励金等)を通じた優遇を禁止すること <p>なお、「サービス卸」に係る法令改正前にサービスを提供する場合は、本答申(案)の趣旨を踏まえ、総務省殿において指導監督のもと、公正な競争環境が担保されるべきと考えます。</p> <p>3. 卸部門に対する監視機関の必要性</p> <p>NTT 東西殿の「サービス卸」はフレッツ光に係るサービスの卸提供となるため、従来、接続により設備管理部門が提供していた他事業者への光サービス提供について、新たに設備利用部門が行うこととなります。NTT 東西殿が継続してフレッツ光サービスを利用者向けに提供し続ける場合、設備利用部門が競争事業者の情報を保有することに他ならず、「光コラボレーションモデル」を担当する部署に対して、従来の設備管理部門と同等の規律を課さなければ、公正な競争環境が維持できなくなるおそれがあります。</p> <p>したがって、事業者向けの卸部門と利用者向けの小売部門を明示的に区分すると共に、卸部門の情報を自社の営業に利用することがないか、小売部門やNTTグループ会社を優遇することがないか等の適正性、公平性を検証するための監視機関を設け、定常的に監視する必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>なお、NTT 東西殿が「光コラボレーションモデル」において NTT グループ内を優遇することによる競争への悪影響については、本年 10 月 23 日に総務省殿に対し、約 260 社もの事業者が連名で要望書を提出し、懸念を表明しているところです。連携等による NTT グループ内優遇がなされないよう、上述のとおり卸部門の機能分離や監視機関による自社優遇等の監視といった規律を早急に導入するべきと考えます。</p> <p>また、5 月 13 日に NTT 持株殿が「光コラボレーションモデル」を発表され、NTT 東西殿からは公式に料金その他の提供条件の発表がなされる前の 6 月 19 日に、NTT ドコモ殿が「サービス卸」の提供を受けてモバイルサービスと組み合わせ提供したいとの意向を示しましたが、提供条件の開示なしにビジネスモデルを検討することは困難であることから、このタイミングでの利用表明は事前に提供条件の開示を受けていたものと推測され、すでにグループ内連携が行われているのではないかと危惧しております。</p> <p>これらを踏まえれば、「サービス卸」について適正性、公正性、透明性を担保するためにも、卸部門の機能分離や、設備利用部門内の「サービス卸」に係る業務等について検証を行うことができる機関の設置を検討する必要があると考えます。</p> <p>「サービス卸」については、自社の設備利用部門や NTT グループ会社に優先的に情報提供を行うインプットの同等性確保（同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか）に係る懸念のみならず、システム改修を行う際に NTT グループ会社を優遇する可能性も否定できず、仮に優遇した場合、公正競争環境への弊害が著しく大きくなり、看過し得ないものになります。したがって、取扱いの適正性、透明性を担保するための第三者も参加した監視機関を NTT 東西殿の内部に設置する等により、厳格な評価、検証を継続して行っていくことが望ましいと考えます。</p>
<p>4. 1. 主要事業者のグループ化・寡占化の進展に対応した競争政策の推進</p> <p>4. 1. 1. 現状と 2020</p>	<p>23</p>	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 1. 現状と 2020 年代に向けた課題 3 段落目</p> <p>また、MNO 間の競争にとって、割当てを受けている電波の幅（周波数幅）は重要な要素のひとつである。近年のトラヒックの急増に伴う電波のひっ迫はもとより、広い周波数幅を利用できる通信規格（LTE 等）の普及や、異なる周波数の通信波を複数束ねて高速通信を実現するキャリアアグリゲーション技術により、使用する周波数幅によって通信速度等のサービス</p>

章	頁	意見
年代に向けた課題	24	<p>品質に差が出る状況となっている。これに伴い、MNO のグループ化のほか、各グループ内において、携帯電話、BWA 等を組み合わせた「電波利用の連携」が進展しており、こうした事業者のグループ化・寡占化の進展を踏まえた公正競争の確保が課題となっている。</p> <p>図表【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況】 (略)</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)では、グループに関する規律も含めて競争政策と電波政策で連携を図っていくことが適当であるとされ、MNO 間の競争にとって「電波の幅は重要な要素のひとつである」として、各社の割当帯域幅・利用帯域幅がグループ毎に例示されています(図表【主要事業者のグループ化・寡占化の進展と電波の割当状況】)。しかしながら、周波数保有状況を考慮する場合には、各帯域の利用制限や、帯域毎の特性(回折性の強弱等)を勘案せずに比較することは、各社の実際の競争力を正確に反映できず、特定の事業者やグループの競争力を過小に、あるいは過大に評価することに繋がるおそれがあります。また、同図表では PHS 帯域が弊社共グループへの割当て帯域として示されていますが、当該帯域はそもそも個社に割当てられておらず、基地局免許や登録によってワイモバイル株式会社殿以外の事業者も利用可能であることから、保有帯域の比較に含めることは適当ではありません。(※)</p> <p>以上のことから、同図表においては、各事業者への電波の割当状況として PHS 帯域が記載されているものを削除頂くとともに、電波政策との連携という観点においては、上述で指摘した各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>※仮にこれらを考慮した場合、弊社共が使える保有周波数帯は、現時点で 130MHzとなります</p>
4. 1. 2. 政策の具体的方向性	24	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 主要事業者のグループ化に関する規律の導入 全体に対して</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>資本関係の取引は、企業が柔軟かつスピーディなビジネス展開を可能とするため、原則、独占禁止法上の企業結合規制に委ねるべきと考えます。少なくとも、グループ内における株式取得や資本関係の取引は、競争の縮退を招くおそれが少ないことから、独占禁止法と同様にその審査対象から除くべきです。</p> <p>しかしながら、NTT グループにおいては、以下の経緯・観点から、自由に再統合すること等は競争上重大な問題であり、審査制度を設ける以前に明確に禁止すべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 分離・分割前の日本電信電話株式会社殿(以下、「旧 NTT 殿」といいます。)は公社時代に、電話加入権による資金調達や道路等の公共財の独占的利用といった、国民の負担により設備基盤を構築しており、NTT グループ各社は現在もその施設を活用していること ● 独占企業であった旧 NTT 殿と新規参入事業者との公正競争環境を実現するため、株式会社 NTT データ殿、NTT ドコモ殿、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ株式会社殿の分離・分割が行われたこと ● 現状においても NTT グループはあらゆる市場において市場支配的事業者を有していることから、他の市場における市場支配的事業者との資本関係の取引が行われた場合、相互の市場における公正競争環境に支障を来すおそれがあること ● 特に NTT 東西殿は、依然としてボトルネック設備(2014 年 3 月末時点加入者回線設備シェア 83.7%)を保有し、FTTH 市場における契約数シェア(70%以上)は諸外国と比較して極めて高い状況にあること <p>また、本答申(案)では「制度面・運用面双方において、競争政策と電波政策で十分に連携を図っていくことが適当」との見解が示されていますが、競争政策と電波政策の連携に当たっては、前項(4. 1. 1.)における意見のとおり、各帯域が持つ特性や利用制限のある帯域等を勘案することにより、公平性が担保された形での検討を進めて頂きたいと考えます。</p>
	24	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
		<p>(2) グループ経営を踏まえた非対称規制の見直し 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>電気通信事業は、『事業者間協議の円滑化に関するガイドライン』の冒頭にあるとおり「ある電気通信事業者のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している」ものであり、移動通信事業者各社が保有するネットワークへの接続及び卸電気通信役務に係る協議・協定や契約の締結等(以下、「協議等」といいます。)については、基本的にネットワークを保有する個社ごとに行う必要があるため、協議等において、あるグループに属する小規模事業者が同一グループ内に属する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下、「二種指定事業者」といいます。)の市場支配力や交渉力を背景に相手方に圧力をかけるようなことは困難であると考えます。</p> <p>第二種指定電気通信設備に係る規制や禁止行為規制といった諸規制は、移動通信事業者の市場支配力や交渉力に着目して対象を決定するものであり、上述のとおり協議等も個社単位で行われるため、これら諸規制の対象を移動通信事業者単体ではなくグループ単位のシェアで判断することは、同一グループに属する移動通信事業者が複数存在する場合に、実態とかけ離れた過大な評価により過剰な規制を課されるのではないかと懸念があります。</p> <p>昨今、移動通信市場においては移動通信事業者の接続料が低廉化したことで、MVNO による格安プランが多数提供され、マスコミからも注目される等、MVNO による競争が成立しつつあります。今年度においても、株式会社ケイ・オプティコム殿や楽天株式会社殿による MVNO サービスが開始される等、まさに市場が活性化しつつあることから、現時点で新たにグループ単位シェアによる規制を検討する必要性は認められないと考えます。</p>
	25	<p>【総務省案】</p> <p>4. 1. 2 政策の具体的方向性</p> <p>(3) 同一グループ内外での取引の公平性の確保 3段落目</p> <p>卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、問題が生じた場合に業務改善命令を発動すること等によって担保されているが、事業者のグループ内とグループ外との間の公正競争の徹底により多様なプレ</p>

章	頁	意見
		<p>一ヤーが公平な条件の下で競争できる環境を担保するため、こうした相対取引が公平性等の観点から問題ないかどうかについて、総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入すると共に、6. 1. 2. (3)の各事業者の業務の適正性等のチェックに関する行政運営サイクルを適切に実施することで、規制の実効性を高めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>利用者料金に関する規律において、自由競争の促進を目的に従来の事前規制を撤廃し、同時に、提供料金・サービス内容等の相対取引を認めるよう政策転換されてきた経緯や、事業者間の双方の合意により契約条件を取り決めることができるという相対取引の主旨を踏まえると、二種指定事業者の相対取引の内容を総務省殿が把握すべきか否かは、その方法も含めて慎重に検討すべきであると考えます。</p> <p>そもそも第二種定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)がMVNO等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であり、事業者間取引については、まずは市場原理に委ねることがその考え方の前提になっていると理解しています。加えて、実際には「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」にしたがって各社対応を行っている上、市場の競争状況の観点でも、MVNO各社は複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能となっているところです。</p> <p>その一方で、ボトルネック性に着目した制度である第一種指定電気通信設備制度において、その指定を受けているNTT東西殿は、固定通信市場においても依然として圧倒的な市場支配力を有しているにもかかわらず、その相対取引については報告義務がない状況です。こうした点に鑑みても二種指定事業者に相対取引の報告を求めることは、必要性が低い上にバランスを欠くものであり、不適当と考えます。</p> <p>なお、本答申(案)には「卸電気通信役務等による相対取引は、現在、事前届出等の規律が存在しておらず、(中略)総務省において必要な内容を把握できる仕組みを導入する」との記述があり、卸電気通信役務に係る相対取引に係る契約内容を総務省殿に報告するといった制度が想定されるところですが、再販事業者も含めると該当する契約は非常に多数存在し、事前届出等を行うことはサービスの円滑な提供に支障を来すおそれがあります。仮に報告を義務付ける場合も、グルー</p>

章	頁	意見
		<p>プ内外の取引の公平性確保の観点からは、全取引を対象とするのではなく、グループ内MVNOとの契約や、契約数や収益等が一定以上の規模を有するMVNOとの取引に限定すること等により規制の適正性を維持するようご検討頂きたいと考えます。</p> <p>また、報告する契約内容等のデータについては、そのデータを利用する目的・用途を明確にした上で、取引の公平性を評価するに当たって必要最低限の報告範囲に留める他、報告されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されることがないよう、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について十分に留意頂きたいと考えます。</p>
<p>4.2 移動通信サービスに関する競争の促進</p> <p>4.2.2 政策の具体的な方向性</p> <p>(1) MVNOの更なる普及促進のための環境整備</p>	<p>29</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNOの更なる普及促進のための環境整備</p> <p>① 移動通信ネットワークのアンバンドルの更なる促進等 7段落目</p> <p>こうした観点から、二種指定設備制度については、接続約款の事前届出制を維持しつつ、事業者間協議だけでは基本的な機能が迅速にアンバンドルされない場合に、ガイドラインではなく法令により迅速に機能の開放が実現されるよう規定を整備することが適当である。また、同様の観点から、接続請求に係る手続等が接続約款に規定されない場合に接続の迅速性を確保するための対応が可能となるような規定等、MVNOがMNOのネットワークを適正な料金で迅速かつ確実に利用できるようにするための規定も整備することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)に記載のとおり、第二種指定電気通信設備制度は「電波の割当てを受けた事業者(MNO)がMVNO等の競争事業者との接続協議における交渉力を有する」ことに着目した制度であるのに対し、第一種指定電気通信設備制度は「固定系加入者回線のボトルネック性」に着目した制度であり、それぞれの制度は創設の背景等が全く異なるとともに、第二種指定電気通信設備制度はMVNOからみても複数の事業者(MNO)からサービス提供者を選択することが可能な状況であると認識しています。このように第二種指定電気通信設備制度は、制度創設の背景において原則市場原理(事業者間の交渉・協議)に委ねることが前提となっていることから、二種指定事業者に対し法令等による規制を導入する際は、事業者間での協議が規制の介入なしには進まない状況であると判断された場合に限られるべきと考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>このため、アンバンドルに関する事業者間での協議や接続請求に係る手続等において顕在化するような問題は生じていないと認識していることから、現時点で第二種指定電気通信設備制度を見直すまでの必要性はないものと考えます。</p> <p>加えて、現在、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインに「アンバンドルすることが望ましい機能」及び「注視すべき機能」の規定がなされている中で、「基本的な機能」という新たな区分を設けることについて、その位置付けが不明確であること、現時点において第二種指定電気通信設備制度の運用が規制の介入なしには進まない状況等ではないことから、法令整備を前提に検討を進めることは時期尚早であると考えます。</p>
	30	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p> <p>1) マルチキャリアネットワークを利用したサービスの提供や独自 SIM の発行 4段落目</p> <p>したがって、MVNO が HLR/HSS を保有することについて、まずは要望する MVNO と二種指定事業者の間で事業者間協議を進め、事業者間協議の状況も踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>MVNO が HLR/HSS を保有することに関し、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドラインにおいて「注視すべき機能」として位置付けず、まずは MVNO と二種指定事業者間で事業者間協議を進めるとすることについて、賛同します。</p> <p>なお、MVNO が HLR/HSS を保有した場合の MNO ネットワークへの影響や MVNO に求められる責務の実効性等については、事業者間協議の中で十分に検証する必要があると考えます。</p>
	30	<p>【総務省案】</p> <p>(1) MVNO の更なる普及促進のための環境整備</p> <p>② MVNO のサービス多様化の実現</p>

章	頁	意見
		<p>2) サービス設計の自由度を持った音声サービスの提供 4段落目</p> <p>したがって、定額サービス等の MVNO による低廉で多様な音声サービスの実現に向け、上述のとおり、事業者間協議の状況を踏まえて、今後、MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか検討すると共に、技術的な課題等の解決に向けた事業者間協議の状況等を踏まえつつ、携帯電話番号を MVNO へ直接割り当てるかどうか検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)にある「MVNO が保有する HLR/HSS を MNO の移動通信ネットワークで利用するために必要な機能を「注視すべき機能」としてガイドライン上位置付けるかどうか」に関しては、前項(4. 2. 2(1)② 1))での意見のとおりです。</p> <p>仮に MVNO に携帯電話番号を割り当てる場合、技術的な課題だけでなく、MVNO に求められる責務、利用者料金設定の在り方及び事業者間精算の在り方等を検討する必要があると認識しており、このような課題は MVNO と MNO 間の個別協議では解決できるものではなく、固定電話を提供する事業者も加えた全体的な検討を行う必要があるものと考えます。</p> <p>また、そもそも現行の固定電話及び携帯電話等の電気通信番号制度は、サービス識別の必要性や通信品質の維持等、様々な観点から整理されたと理解しており、MVNO への携帯電話番号の割り当てに範囲を限定した技術検討等を事業者間で実施する前に、0AB～J 番号等の固定電話番号も含めた電気通信番号制度に関する総体的な検討を十分に行う必要があると考えます。</p>
<p>4. 2. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p>	<p>31</p>	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>① 販売奨励金等の適正化 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話事業者から代理店に対して支払われる各種販売奨励金等は、キャッシュバック以外にも端末価格の値引きの原資等に充当されることで、機種変更を行う際の利用者における金銭的負担を軽減する効果をもたらしてきました。その結</p>

章	頁	意見
		<p>果、我が国における多機能スマートフォンの普及が促進され、ICT 基盤の普及・発展に一定程度貢献してきたと考えられます。</p> <p>一方で、高額キャッシュバックをはじめとした利用者間の不公平性を拡大させる対応は、歪な競争により移動通信市場の発展を阻害する可能性も否定できません。そのため、健全な競争を確保すべく、弊社共は自主的な取り組みにより、高額キャッシュバック等の販売方法を適正化するよう努めているところであり、実際に代理店店頭で高額キャッシュバックが行われるケースは大きく減少しているものと考えます。</p> <p>しかしながら、今後キャッシュバック施策等が過熱化するおそれもあることから、利用者間の不公平性を拡大するような施策が行われていないか、業界の適正化に向けた自主的な取り組みを注視しつつ、問題が発生した場合には是正措置を図ることが必要であると考えます。</p> <p>なお、販売奨励金等の状況につきましては、経営に密接に関連する指標でもあることから、弊社共では公表を差し控えています。そのため、販売奨励金等の状況の定期報告等といった制度を導入される場合は、個社の数値の公開や個社の数値が類推可能な状況での公開をすることのないよう、報告後の数値の取扱いについて十分ご留意頂きたいと考えます。</p>
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 1段落目</p> <p>SIM ロックは利用者の自由な選択を妨げ、利便を損なうと共に、事業者間のサービス、料金による競争を阻害し、他の事業者のサービスへ乗り換える際のスイッチングコストを押し上げ新規顧客獲得の際の多額のキャッシュバックの一因となっている。</p> <p>【意見】</p> <p>販売奨励金は、基本的には顧客獲得のために代理店等に提供されるものであり、実際の販売においても、弊社共・他社ともに SIM ロック解除可能端末か否かでキャッシュバックの額に多寡は設けられてはいないと認識しています。したがって、各社において、利用者が購入する端末の SIM ロック解除の可否と販売奨励金の額との間に関係性はないことから「SIM ロック</p>

章	頁	意見
		<p>が多額のキャッシュバックの一因」という本答申(案)の記述は利用者へ誤解を与えかねず適切ではないと考えます。</p>
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化とSIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 2段落目</p> <p>SIM ロックの解除について、事業者から示された懸念※については、現時点において、SIM ロック解除に応じないことを正当化する適正性、合理性は認められなかった。</p> <p>※(脚注 64)事業者からは、SIM ロックをかけない場合の懸念点として、1)端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について利用者に混乱が生じるおそれがあること、～(略)～が挙げられた(「ICT サービス安心・安全研究会」報告書(案)P.42 参照)。</p> <p>【意見】</p> <p>ICT サービス安心・安全研究会において、携帯電話端末が必ずしも他の事業者のサービスに十分対応していない点について懸念が示されたとおり、各社の携帯電話端末が対応する通信方式や周波数帯に違いがあることや、自社のネットワークや通信サービスをより適切に使えるよう携帯電話端末の最適化を施していることから、現時点においても、利用者が SIM ロック解除された携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が整っているわけではないと考えます。</p> <p>この点について、本答申(案)では「利用者に対し適切な説明をした上でその選択に委ねることが適当である」と示されていますが、実際に SIM ロック解除端末の利用に当たって、事業者が適切な説明を行ったとしても利用者とのトラブルが発生してしまう可能性は否定できません。</p> <p>米国においては日本に先行して、2013 年 12 月、SIM ロック解除を自主的に推進していく方向性が打ち出されましたが、上述の懸念は同様であり、行政機関である FCC 殿や業界団体である CTIA 殿等において、SIM ロックを解除した場合にその利用に当たって各種制限がある旨の注意喚起に努めている状況(※)です。</p> <p>これらを勘案し、SIM ロック解除を推進するに当たっては、利用者への適切な説明について関係事業者だけでなく、総務</p>

章	頁	意見
		<p>省殿や端末メーカー殿、関連の業界団体殿等含め、業界全体で利用者への注意喚起等に努める取り組みをしていくことが必要であると考えます。</p> <p>※(参考)米国の FCC 殿による SIM ロック解除端末の利用に関する注意喚起等のサイト： http://fcc.github.io/device-unlocking/</p> <p>※(参考)米国の CTIA 殿の SIM ロック解除に関する行動規範： http://www.ctia.org/docs/default-source/fcc-filings/ctia-letter-on-unlocking.pdf</p>
	31	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 多額の販売奨励金やキャッシュバックの適正化と SIM ロック解除の推進</p> <p>② SIM ロック解除の推進 3段落目</p> <p>最近の移動通信の技術、サービス、市場環境、海外との交流の増加等の変化を踏まえれば、端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>携帯電話端末市場は、この 1～2 年の間に、MNO 各社による SIM ロック解除可能端末の提供の他、端末メーカー各社から iPhone や Nexus 等 SIM フリー端末の提供が行われたり、MVNO から自社ブランドを掲げた「独自スマホ」が提供されたりする等、急速に拡大してきており、利用者が自らのニーズに合致した端末を自由に選択できる環境が一層整いつつある状況です。加えて、SIM ロック解除実施の有無は本来端末の問題であることや、上述のとおり SIM ロック解除された MNO 各社の携帯電話端末で他社のネットワークや通信サービスを自由に利用できる環境が未だ整っていない点も踏まえると、MNO 各社が主体となって SIM ロックを解除する意義は薄れてきていると考えます。</p> <p>また、本答申(案)では、「端末に最初から SIM ロックをかけないか、仮に SIM ロックをかけるとしても、少なくとも一定期間経過後は、利用者の求めに応じ迅速、容易かつ利用者の負担なく解除に応じることが適当である」とされていますが、SIM ロック解除の推進に当たっては、MNO がこれまで築きあげてきたビジネスモデルが一概に否定されるものではないと考</p>

章	頁	意見
		<p>えます。つまり、弊社共はじめ MNO 各社においては、利用者が端末を入手し易いよう、従来から携帯電話端末を安価に販売する形でのビジネスモデルを構築してきたところであり、そのことが、ネットワークの品質向上や技術革新、多様な通信サービスの創出の取り組みと相まって、端末の普及及び通信の利用促進に繋がったと認識しています。</p> <p>この携帯電話端末を安価に提供する形態は、利用者による継続的な通信の利用を前提に行われているものであり、事業者が定める期間内に契約が解除される場合には、早期解約により生じる損失を補うべく、そのコスト回収が否定されるものではないと考えます。この点は、SIM ロック解除が今後更に推進された場合であっても変わるものではありません。</p> <p>弊社共としては、コスト回収について実施の有無含め事業者が判断するものと認識していますが、仮に、回収の在り方が問われる場合には、回収方法や料金額等の合理性、利用者への説明の有無、選択肢としての SIM フリー端末の提供の有無等を総合的に勘案し、電気通信の健全な発達又は利用者の利益の確保の観点からその適正性が判断されるべきと考えます。</p> <p>なお、各社の熾烈な販売競争の結果、携帯電話端末の販売価格の行き過ぎた値引き等が発生しており、今後もそのような販売が行われる可能性は否定できない状況です。このことがコスト回収の必要性を増加させている面もあるため、利用者間の公平性の観点も踏まえ、是正措置が講じられるべきと考えます。</p>
<p>4. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現</p>	32	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現 2段落目</p> <p>データ通信料金が利用者にとって利用しやすく、かつ公平なものとなるよう、次の2点を満たす利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当である。</p> <p>① データ通信量に応じた多段階のプランが設定されていること</p> <p>② データ通信量の平均値や分布を勘案すること</p> <p>通信量分布に応じた多様な料金プランが実現すれば、利用者は毎月の通信量動向に敏感になり、Wi-Fi や固定回線へのオフロードが進むことが想定されるところであり、電波の効率的な利用の促進(電波のひっ迫対策)にも資すると考えられる。</p> <p>併せて、総務省としては、料金プランが利用者の利用動向に合致しているかを検証するため、各事業者における利用者</p>

章	頁	意見
		<p>1人当たりのデータ通信量の分布及び対応した料金プランの設定状況について定期的に報告を求め、把握することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>弊社共においては、従前より、料金の低廉化や利用者ニーズに沿った料金プランの導入に積極的に対応しており、携帯電話業界全体においても活発な料金競争が展開されているという認識です。直近においては、本年7月以降、利用者のデータ通信利用状況や用途にあわせた多様なデータ定額の料金プラン、当月に使用しなかったデータ量を翌月に繰り越してできるサービス及び家族間でデータ量をシェアできるサービス等を導入し、様々な工夫をしています。本答申(案)においては「利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの提供を事業者に対して促すことが適当」とありますが、料金及びサービス内容の提供条件は個社が創意工夫に基づき提供するものであり、サービスの差別化要因ともなる要素です。したがって、行政による過度な介入は避け、原則として、自由競争に委ねることが適当であると考えます。</p> <p>また、「利用者1人当たりのデータ通信量の分布」や「対応した料金プランの設定状況」について、総務省殿が事業者に対し、定期的に報告を求めるとされていますが、データトラフィックの分布や料金プランの設定の考え方については、経営戦略の根幹をなす特に機密性の高い経営情報に該当します。したがって、仮に利用者の利用動向等を把握するためであっても、事業者への過度な報告義務を課すことは避け、極力他の方策で代替すべきと考えます。例えば、スマートフォンにおいては、個々の利用者が比較的容易にデータ通信の使用状況等を確認できる機能が具備されているところであり、通信事業者の経営情報を取得せずとも、一般利用者に対する利用状況調査等によって、必要とされる情報を収集し、傾向等を分析することが可能と考えます。</p>
	33	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 低廉で多様な利用者料金の実現 7段落目</p> <p>こうした取組に加え、利用者ニーズに適した多様な料金を実現するためには、接続料や利用者料金に係る制度の在り方についても、市場の実態を踏まえつつ見直すことが適当である。</p> <p>具体的には、接続料制度については、より柔軟な利用者料金の設定を可能にする観点から、トラフィックが双方向に流れる</p>

章	頁	意見
		<p>音声通信に関する接続料について、相互にネットワーク費用を接続料として回収する仕組みから、原則として自己の利用者から回収する仕組み(着信接続料の原則廃止)とすることが考えられる。ただし、着信接続料の廃止は、事業者にとってネットワーク費用の回収方法の大きな変更となる。このため、総務省においては、この新たな仕組みの導入について、利用者料金や事業者間競争に及ぼす影響を考慮しつつ、更に詳細な検討を進めることが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>着信接続料を原則廃止することは、単なるネットワーク費用の回収方法の大きな変更となるだけでなく、利用者の料金負担の在り方も含めた日本の通信制度が大きな変更となる可能性があるため、慎重な検討が必要です。検討に当たっては、例えば以下のような観点も含める必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 中継事業者のネットワーク費用の回収方法によっては、中継事業のビジネスモデルの見直しに伴う可能性があること ● 着信接続料の廃止に伴い各事業者のネットワーク費用は原則として、各々自社の利用者料金から回収されることとなるため、小規模な事業者や新規参入事業者にとっては負担が大きくなる可能性があること ● 固定ネットワーク・携帯ネットワーク等の異なるネットワーク間では整備費用に差異があることを前提とした、公正競争の観点での検討が必要となること ● 他事業者のネットワーク改修に伴う接続サービスの費用の扱いに関しても、費用負担の公平性、公正競争への影響等について併せて検討が必要となること <p>また、諸外国でも、現在の日本と同様、基本的には各事業者は接続料を設定し、事業者間での精算を通じて費用回収を行っています。ビル・アンド・キープ方式は、利用者料金において RPP(Receiving Party Pays)方式を採用する米国においてのみ選択されているだけであり、番号体系や利用者料金体系等も含めた環境が日本とは大きく異なるものと考えます。</p>
4. 3. 超高速ブロードバンド基盤に関する競	37	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
<p>争の促進</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p>		<p>(1) 加入光ファイバに係る接続制度の在り方 9段落目</p> <p>接続料の算定方式を含む加入光ファイバに係る接続制度の在り方について、次の点を踏まえて、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会においてより専門的な知見に基づく検討に着手することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>昨今のコンテンツの大容量化、モバイルトラフィックのオフロード等により、固定通信は移動通信と相互補完を果たすため、設備・サービスの両面での重要性がますます高まっています。そのため、固定通信分野の競争促進施策については、設備・サービスの両面での公正競争の一層の徹底、イノベーションの促進を通じた超高速ブロードバンド基盤の高度化・低廉化・強靱化や、超高速ブロードバンド基盤における多彩なサービスの実現が求められます。これらの実現のためにも、利用率が低迷している FTTH の普及促進は重要な政策課題と考えます。</p> <p>なお、NTT 東西殿の「サービス卸」は NTT 東西殿の「フレッツサービス」の卸に過ぎないため、速度、品質、サポート、宅内装置や付加サービス等での差別化が出来ず、また接続事業者が負担するコストの大半が卸料金や工事費等の NTT 東西殿への支払額のため事業者努力による料金競争も限定的です。一方、分岐単位接続料(OSU 専用方式)は、各社が自前の設備(OSU)を設置するため、通信速度や付加サービス等、各社毎の独自サービスの提供や料金競争が期待でき、「設備及びサービス両面での公正競争促進」、「イノベーションの促進」、「利用者が新たな価値や多様なサービスを享受」といった政策目的に最も合致しかつ不可欠であることから、早急に具体的な対策を講じるべきと考えます。</p> <p>したがって、接続政策委員会においては、分岐単位接続料設定について年度内に結論を出す等、期限を明確にした上で議論を進めて頂きたいと考えます。</p>
	38	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(2) NGN の更なるオープン化 全体に対して</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>NGN のオープン化について、「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方答申(平成 23 年 12 月 20 日)」においては機能開放を進めるべきとされているにもかかわらず、NTT 東西殿は現在まで NTT-NGN の技術情報等の開示を行っていないことに加え、機能アンバンドルでの弊社共音声サービスの提供実現に向けた事業者間協議においても大きな進展が見込めない状況となっています。NTT 東西殿に対しては、現在停滞している NTT-NGN 上での弊社共音声サービスを実現するための接続協議に対し情報開示を含め前向きな対応を行って頂くとともに、総務省殿においても接続料規則に当該アンバンドル機能の提供を明確に義務付けて頂くことを要望します。</p> <p>また、NTT-NGN のアンバンドル議論においては、その影響が長期間にわたり国民生活や企業活動全体に及ぶものであることから、通信事業者間の接続協議のみでなく、オープンな場において利用者の視点にたった議論もなされるべきと考えます。</p>
	39	<p>【総務省案】</p> <p>4. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) NTT 東西の機能分離等、NTT グループに課されている規律等の検証 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>NTT 東西殿の機能分離について、本答申(案)には「NTT 東西の機能分離等については、(中略)NTT 東西と競争事業者との間の一定の同等性等が確保されていると考えられる」と記載されているところですが、東日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東日本殿」といいます。)の営業部門に網改造等の情報が先行的に流れているのではないかと疑念を抱かざるを得ないような対応も見受けられ、機能分離の重要な要素であるインプットの同等性確保(同一のプロダクト・サービスを、同じシステム・プロセスを通じて、同じタイムスケール・条件で提供できるか)の観点での検証が不十分ではないかと懸念しています。</p> <p>例えば、2010 年頃より接続協議において、弊社共より NTT 東西殿に再三にわたり申入れを行ってきた NTT-NGN における優先制御機能について、弊社共は当該機能を用いたサービスが提供できない一方で、本年 1 月 29 日に NTT 東日本</p>

章	頁	意見
		<p>殿は当該機能を用いた「フレッツ 光ネクスト プライオ」の提供を発表し、3月24日に提供を開始しています。これはNTT東日本殿が、優先制御機能に関する情報を先行的に自社の設備利用部門に開示してサービスを検討させ、当該サービスが公表されるまでの間、接続事業者に意図的に情報を提供せずに秘匿した可能性があり、設備利用部門と接続事業者に対するインプットの同等性が確保されていない典型ではないかと考えます。</p> <p>したがって、NTT東西殿の機能分離については、実施状況等の報告と規律についての遵守状況の検証のみならず事業者間協議状況の聞き取りや立ち入り調査等も含め、インプットの同等性の確保が適切になされているのかという観点でも検証を行うべきであると考えます。</p> <p>なお、既に前項(3.2.2)において意見したとおり、「サービス卸」の適正性・公平性・透明性を担保するための検証機関を検討するのであれば、当該検証機関において設備利用部門内の取扱いのみならず、設備管理部門と設備利用部門間やNTT東西殿とNTTグループ会社間におけるインプットの同等性や取扱いの適正性、透明性の担保まで含めて検証頂きたいと考えます。</p>
<p>5.1. 消費者保護ルールの見直し・充実による安心してICTを利用できる環境の整備</p> <p>5.1.2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5.1.2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>① 適合性の原則</p> <p>高齢者、未成年者、障害者等のように説明に当たって配慮が必要と考えられる利用者の知識、経験、契約目的等に配慮した説明を行うことを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>「説明に当たって配慮が必要」な利用者か否かの判断に当たっては、事業者による、利用者の年齢や障害の有無等の能動的な確認が困難な場合が想定され、また高齢者については年齢が確認できたとしても一律に判断することが適切ではない場合も存在します。したがって、制度化に当たっては、画一的な定義や基準を定めることにより、却って利用者が不利益等を被らないよう配慮が必要と考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>また、法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、本ルールの対象は消費者との取引に限定することが適切と考えます。</p>
	41	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(1) 説明義務等の在り方</p> <p>② 書面交付義務</p> <p>契約内容が記載された書面を、原則紙媒体により交付(利用者の明確な同意が得られる場合には、電子媒体に代えることも可能)することを制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)では、紙媒体による書面交付が原則とされていますが、①サービス提供者と各契約者の間を電子的な手段で接続する電気通信サービスの特性、②公文書等情報の電子的な作成・流通の進展に伴う電子媒体の普及、③スマートフォン等の登場に伴う電子媒体の閲覧に適したデバイスの普及等、電子媒体の優位性も認められるところです。加えて、利用者ニーズも多様化し、契約後の保存や、参照容易性の観点で、電子媒体による提供を望む声が日々増している状況も存在します。以上のことから、一律的に紙媒体を原則とするより、利用者の希望や属性(高齢者、未成年等)により、原則とすべき媒体を可変とする方が、利用者ニーズに沿った対応になるものと考えます。</p> <p>また、オンラインにおける販売形態においては、紙媒体による書面のやりとりを行わないことが契約慣行として定着していることから、電子媒体を原則とすべきと考えます。</p> <p>書面交付のタイミングについては、サービスによっては、実務上、契約締結までに書面発行することが困難な事例(利用者からの申込みを承諾後、事後に書面を送付するケース等)も想定されるため、それらケースも許容されるルール化を要望します。</p> <p>なお、本ルールの対象については一般の消費者のような情報の非対称性がある場合を前提とすべきであり、法人の場合は技術的知識や習熟性が高いことに加え、一度に多様かつ大量の契約を締結するケースも多く、効率性の観点から電子</p>

章	頁	意見
		<p>媒体が適切とされることも容易に想定されるため、ルールの対象外とするか、上述のように原則とすべき提供媒体を柔軟に変更できるルールとすべきと考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p>	<p>41</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>① 禁止行為・取消し提供条件の説明が必要な事項のうち契約締結判断に通常影響を及ぼす重要事項に係る不実告知及び不利益事実の不告知並びに契約締結に至る動機に関する事項に係る不実告知を禁止することが適当であると考えられる。その上で、違反行為に対する取消しについて検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>取消権の行使期間については、電気通信サービスの契約において禁止行為違反等を認知すると考えられる常識的期間を踏まえた合理的期間とすべきと考えます。</p> <p>また、この場合の事実認定の在り方について、消費者契約法と同様、立証責任の所在は利用者側に帰するものと想定していますが、利用者と事業者の認識相違によるトラブルを避けるため、本答申(案)並びに法制化によるルール化において、これらの考え方を明示頂きたいと考えます。</p> <p>加えて、法人の場合は消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられ、特段の苦情も生じていないと考えられることから、本ルールにおいても消費者を対象とすべきと考えます。</p>
	<p>41-42</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>② 初期契約解除ルール</p> <p>電気通信サービスの基本的特性を踏まえ、販売形態によらず、初期契約解除ルールを導入することが適当である。対象となるサービスは、契約内容が複雑であったり、実際に利用しないとサービスの品質が分からなかったりするものを基本に</p>

章	頁	意見
		<p>検討すべきであると考えられる。</p> <p>検討に当たっては、実際にトラブルが多発していること等による限定や、段階的に対象となるサービスを検討することも考えられるのではないかと議論があったことも踏まえることが適当であると考えられる。</p> <p>工事が必要なサービスについては、工事費や原状復帰について、利用者や事業者双方の負担が大きくなり得るため、異なる取扱いを検討することが適当であると考えられる。</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認めることが適当である。</p> <p>端末等の物品に関する初期契約解除ルールの取扱いについては、主要事業者で携帯電話サービスに係る試用サービスが実施される方向であること等を踏まえ、店舗販売の場合における端末等の物品に係る制度化は、現時点では行わないこととし、当面、SIM ロック解除等の推進の事業者の取組状況等を注視することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>初期契約解除ルールに限らず、消費者保護ルールの適用はその必要性が十分に認められる範囲、効果が明確に期待される範囲に限定し、規制の最小化を図るべきと考えます。</p> <p>その意味では、店舗販売や通信販売においては、苦情発生要因が初期契約解除ルールによって解消されるか否か等の検討が不十分であり、明確な因果関係が示されていない認識です。弊社共においては、携帯電話サービスに関し、店舗における苦情等で初期契約解除により救済できる割合は一部に過ぎないと分析しており、加えて、店舗販売が主である携帯電話事業者の行政あっせん件数自体も直近では減少傾向であると認識しています。</p> <p>本答申(案)においては、電気通信サービスの基本的な特性を踏まえ、販売形態によらずに初期契約解除ルールを導入することが適当とされていますが、「実際に利用しないとサービスの品質を十分に把握できない」との性質は必ずしも電気通信サービスに限ったものでなく、上述に示すような効果の程度も不確かであることを踏まえ、初期契約解除ルールの導入は訪問販売・電話勧誘販売に限定することが適当と考えます。</p> <p>なお、仮に初期契約解除ルールを販売形態によらずに導入するとなれば、制度の導入等にかかる業界の負担に加え、</p>

章	頁	意見
		<p>説明時間の増加等に伴う消費者・販売店の負担が甚大となり、制度の副作用による業界の混乱や消費者便益への悪影響が生じる可能性が極めて高いと考えます。</p> <p>また、「特定商取引に関する法律」等との整合から見ても、店舗における初期契約解除ルールは、その対象範囲(回線契約、端末、端末アクセサリ、パソコン等役務と紐づかないセット購入品のいずれか)等利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者による新たな苦情を招く要因となる懸念も想定されるところです。</p> <p>加えて、認定電気通信事業者は電気通信事業法第 121 条によって役務提供義務を負っており、正当な理由がなければ役務提供を拒むことができないことから、初期契約解除を繰り返し、徒に販売店の負担を増加させるような問題のある利用者に対しても、本ルールが利用者の正当な権利として設けられる以上、事業者は役務提供を拒むことができず業務上の支障を来すといった問題も生じ得ます。</p> <p>1. 対象となるサービス</p> <p>本消費者保護ルールの検討が、本答申(案)に記載のとおり苦情件数の増加を起因としている以上、対象は苦情の多いサービスに限定すべきです。特に、利用者が減少傾向にあるサービス(加入電話・DSL サービス等)については、積極的な営業活動が行われておらず、トラブルが多発している等の状況にはありません。特に、DSL については、プッシュ型の営業活動を実質行っていない上、「リンク未確立」ルール(提供開始日の翌日から 20 日以内に「リンク未確立」の申告があった場合には、開通に係る諸費用を無料とするルール)が業界内で運用され、初期契約解除ルールの新設についての社会的要請は少ないものと認識しています。仮に、これらのサービスに一律のルール適用を行った場合、本来不要であった導入・運用コスト等が事業者等で発生し、利用者を含む関係者の負担が増加する等の副作用を生じかねないと考えます。</p> <p>また、「サービス利用の対価については、事業者と利用者との間の公平の観点から、対価請求を認める」とする初期契約解除ルールの費用負担案を踏まえれば、前払い式のサービスについては、実務上、役務の利用分等を差し引いて利用者に返金することが困難なケースが想定されることから、本ルールの対象外サービスとして頂くことを要望します。</p>

章	頁	意見
		<p>2. 初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点</p> <p>初期契約解除ルールの行使可能期間の起算点は書面交付日とすることが適当と考えます。なお、各サービスについて、書面交付日を起算点とすべき理由は以下のとおりです。特に、固定通信サービスについて、サービス提供開始日を起算点とすることは業界全体において多大な影響が生じるため、制度として適切でないと考えます。</p> <p>① 移動通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として、書面交付(契約締結)の後、速やかにサービスが利用可能であること <p>② 固定通信サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を要するサービスにおいて、サービス提供開始日を起算点とした場合には、原状復帰等が必要となり、事業者のみならず利用者の負担が甚大となる可能性があること ・ 原則、開通工事の際には利用場所での利用確認を実施するため、試用の必要性があるとは言えないこと <p>③ インターネット接続サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に固定通信サービスと連動したサービス提供となり、他社起因によりサービス提供開始日が決定され、ISP 側では当該日時をコントロールできない場合や書面交付の時点でサービス提供開始日を特定できない場合があること <p>また、通信サービスと合わせて販売する物品との整合性等を踏まえ、本ルールの行使可能期間は「特定商取引に関する法律」と同様に 8 日間とすべきと考えます。</p> <p>3. 初期契約解除ルールの行使可能期間中のサービス利用に係る費用負担</p> <p>本答申(案)のとおり、初期契約解除ルール利用時であっても、サービス利用の対価請求を可能とすることが適切と考えます。なお、対価請求の範囲・条件等については、初期契約解除ルールの本来の目的から外れるような制度濫用のインセンティブが利用者側に与えられないようにする必要があると考えます。</p>

章	頁	意見
		<p>例えば、仮に契約事務手数料の請求が認められないとすると、短期利用時における初期契約解除ルールが悪用方法(事務手数料支払いが免除される短期のサービス利用方法)が広く一般に流布する等が容易に想定され、一方で事業者としては本来の目的に沿ったルール利用か否かを区別する術を持ち得ず、このような不適正利用を防ぐことは不可能です。したがって、制度濫用防止及び利用者間の公平性確保の観点で、初期契約解除ルール利用時には一般の短期利用の契約者と同等の対価請求を認めることが適切と考えます。</p> <p>4. 初期契約解除ルールに伴う端末等の物品の取り扱い</p> <p>端末や付属品等の物品において、電気通信サービスとの関連性の程度に基づき初期契約解除ルールの適用可否を決定することは、利用者にとって複雑な制度内容となり、販売店における混乱や利用者からの新たな苦情を生じさせる懸念があります。また、返品された端末等は中古化により価値が減少し、再販売が困難なため、業界における費用インパクトも甚大となることが想定されます。したがって、店舗販売における端末や付属品等に係る制度化は将来に渡っても実施すべきでないと考えます。</p> <p>なお、使用済み端末の下取りについては、競争上の観点から実施している意味合いが強く、本施策をもって、初期契約解除ルールに伴う端末等の返品影響が少ないと判断することは適当ではありません。</p> <p>5. 法人等との取引</p> <p>法人の場合は技術的知識や習熟性が高いこと及び消費者に比して契約締結までに慎重なプロセスを踏むと考えられることから、改めて初期契約解除ルールにて保護する必要性に乏しいと考えます。更に、仮に初期契約解除ルールが法人も対象となれば、法人相手に広く行われている相対契約において、本ルールの存在を前提としたコスト増分等を契約内容に反映する必要性が生じ、結果的に利用者にとって不利益が生じることも想定されます。したがって、法人は初期契約解除ルールの適用対象外とすることが適切と考えます。</p>
	42	<p>【総務省案】</p> <p>5.1.2. 政策の具体的方向性</p>

章	頁	意見
		<p>(2) 契約関係からの離脱に関するルールの在り方</p> <p>③ 解約</p> <p>期間拘束・自動更新付契約については、提供条件説明や更新月のプッシュ型通知の方法等について改善されることが必要である。この点について、一般社団法人電気通信事業者協会からは、携帯電話事業者が、契約解除料を支払うことなく解約が可能な期間の延長と、更新月が近づいた時点で利用者へのデフォルトでのプッシュ型の通知を行う方向で検討している旨の表明があった。これらの自主的な取組の効果や、初期契約解除ルールの導入の効果等も見ながら、期間拘束・自動更新付契約に関する改善状況を「ICT サービス安心・安全研究会」等の場で検証し、必要に応じ、更なる対応についての検討を行うことが適当である。</p> <p>オプションサービスについては、例えば、無料期間終了後に一度契約を終了する等の利用意思を確実に確認する取組を推進していくことが適当であると考えられる。</p> <p>【意見】</p> <p>弊社共では、携帯電話サービスにおいて、2年契約の更新時期を知らせるプッシュ型の通知サービスの導入を行う等、自主的な取組みを開始していますが、より一層、利用者が更新月を認知する機会を確保可能とすべく、更なるサービス拡充を検討しているところです。</p> <p>なお、料金プランの在り方等については、事業者間の競争の源泉でもあり、個別の事業者の創意工夫によるビジネスモデルが阻害されることにより、却って利用者利便の低下を招く懸念も存在します。例えば、弊社共における料金プランについては、期間拘束の有無により、料金水準の変更を行っている(期間拘束有りの場合、利用者料金が低廉となる)サービスが存在するため、特定のサービス設計が否定されれば、こうしたサービスの多様性による利用者利便の確保が困難となることも想定されます。したがって、あくまで各事業者が料金及びサービス内容の提供条件を自由に定めるべきものであるとの前提のもと、消費者保護の視点にも留意した取組みを個々に実施していくことを基本とすべきと考えます。</p> <p>また、オプションサービスの利用意思確認を強化することは消費者保護の観点から適切であると考えますが、トラブルが生じない限り利用しない端末の保証等に関するサービスや加入タイミングが回線契約時に限定されるサービス等、一定期</p>

章	頁	意見
		<p>間内における利用実績が無いことをもって、直ちに無料期間終了後の自動継続を問題視すべきでないサービスも存在します。したがって、オプションサービス契約の扱いについては、一律のルール化ではなく、個別のサービスの性質等に応じて、適宜個社が取り組むべき課題であると考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (3) 販売勧誘活動の在り方</p>	<p>43</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (3) 販売勧誘活動の在り方 勧誘拒否の意思を表示した利用者に対する再勧誘禁止を制度化することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>再勧誘禁止については、業界の自主基準に沿って適切な対応に努めていますが、禁止するサービスの範囲は、勧誘対象者からの具体的な意思表示の方法により異なると考えられるため、個別事案ごとに判断し対応しているところです。</p> <p>また、禁止の効果を他の代理店にも及ぼすことは、勧誘対象者の情報を他の代理店と共有することについての本人同意の取得の観点から困難であると考えられるため、制度化に当たっては、このような実務の考慮が必要と考えます。</p> <p>併せて、法人の場合は消費者に比べて環境やニーズの変化のサイクルが早いこと、拠点が複数存在する場合に拠点ごとにニーズが異なる場合もあることを踏まえ、対象については消費者との取引に限定すべきと考えます。</p>
<p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (4) 苦情・相談処理体制の在り方</p>	<p>43</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 1. 2. 政策の具体的な方向性 (4) 苦情・相談処理体制の在り方</p> <p>一般社団法人電気通信事業者協会からは、業界として苦情・相談を窓口で受け付けて分析する体制を整備し、苦情・相談件数の減少に向けた取組を進めていく方向で検討している旨の表明があった。また、代理店各社からも、業界団体を発足させ、苦情・相談件数の縮減につなげる活動を実施する旨の表明があった。これらの取組については、関係団体、電気通信事業者、代理店等が連携、協力し、早急に実現していくことが期待され、総務省としても積極的に支援、推進していくことが適当である。</p>

章	頁	意見
		<p>今後の方向性としては、まず、機動性や柔軟性に優れていると考えられる民間型第三者機関による苦情・相談の処理を早急を実現し、その状況を見ながら、紛争解決の仕組みの在り方等について、中長期的に引き続き検討することが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>これまで電気通信分野においては、一部の例外を除き、業界における横断的な苦情・相談の分析・処理機能が存在していませんでした。他方、初期契約解除ルールをはじめとする各種ルールの詳細検討に当たっては、業界全体の苦情・相談の傾向についてより詳細を分析の上、あるべきルールの具体化を図る必要があること、また、新制度の導入に伴い、利用者から新たな問合せ等が増える可能性があること等の環境変化が生じています。</p> <p>これらを踏まえ、弊社共は、新たに苦情相談に対する体制を業界横断的に整備することにより、苦情相談の実態把握・分析や、それに伴う自主基準策定、効果的施策の実施に役立てることが有用と考え、一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）において、苦情相談の分析等に特化した検討部会の新設を速やかに行う方向で検討を進めています。</p> <p>業界横断的な苦情相談体制の新設に当たっては、民間型・行政型等の多様な形態をとり得るところですが、法改正に伴う具体的な制度設計等に資するため、早期のタイミングで苦情相談の実情把握を業界として行う必要があることも踏まえ、機動性や柔軟性に優れた民間における取組みを優先すべきと考えます。</p>
<p>5. 2. ICT 基盤の整備 推進による地方の創生</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的 方向性</p> <p>(3)ユニバーサルサー ビス制度の在り方</p>	<p>46</p>	<p>【総務省案】</p> <p>5. 2. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) ユニバーサルサービス制度の在り方</p> <p>音声通信サービスについては、その利用が減少しているものの高齢者等のライフラインとして、また、災害時等の非常時の通信手段として重要であることから、現在、基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持していくことが適当である。</p> <p>次に、携帯電話やブロードバンドについては、今後、国民生活や経済・社会活動の基盤としての重要性が更にも増す可能性が高い。しかし、今後我が国が人口急減・超高齢化に直面していくことを踏まえれば、これまでのように基本的に民間事業</p>

章	頁	意見
		<p>者の競争に委ねることで条件不利地域等における提供が確保されるかは不透明である。</p> <p>従って、固定電話の維持に特化した現行のユニバーサルサービス制度については、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行うことが適当である。</p> <p>【意見】</p> <p>基礎的な音声通信サービスとして位置付けられている固定電話を、当分の間、ユニバーサルサービス制度により維持し、携帯電話やブロードバンドの未整備地域の解消やサービスの提供状況等を踏まえて、見直しの検討を行う方針に賛同します。</p> <p>なお、今後見直しの検討を行う際には、利用者負担や事業者負担の増加を前提としたユニバーサルサービス対象の拡大ではなく、また NTT 独占時代の固定電話維持を目的とした現行のユニバ制度をそのまま流用し特定事業者の赤字を補填するといった補助を維持することに捉われず、確保されるべきサービス、補助対象とするエリア、補助金制度を総合的に検討すべきと考えます。</p>
<p>5. 3. 訪日外国人にとっても利用しやすい ICT 環境の実現</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的な方向性</p>	49	<p>【総務省案】</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的な方向性</p> <p>(2) 国内発行 SIM の差替え等によるスマートフォン・携帯電話利用の円滑化</p> <p>① MVNO 等の販売する SIM の初期設定手続の改善等訪日外国人が迅速かつ容易に国内発行 SIM を利用できる環境を整備すること。</p> <p>② 訪日外国人が国内発行 SIM やレンタル携帯電話を利用する際に必要となる本人確認等について、パスポートによる本人確認が可能であること等訪日外国人の円滑な利用を促進する方策をまとめ、電気通信事業者等に対し周知すること。</p> <p>③ 訪日外国人が自ら一時的に日本国内に持ち込むスマートフォン等の移動通信端末のうち、我が国の技術基準を満たすことを予め確認していないものを国内発行 SIM により利用することについて、所要の制度整備を検討すること。</p>

章	頁	意見
		<p>【意見】</p> <p>現在、国内においては不適正利用防止の観点から、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」により厳格な本人確認が求められている上、警察庁の「平成 23 年度総合セキュリティ対策会議報告書」においては、同法の適用外であるデータ通信専用カードについても音声役務提供時と同様の本人確認の実施が望ましいとされているところです。このような中、MNO においてはデータ通信専用の役務についても自主的に本人確認を実施する一方、MVNO においては自動販売機での SIM 販売を開始する事業者が存在する等、MNO と MVNO の取り組みに一部差異も生じています。今後、訪日外国人向けの国内発行 SIM 利用の円滑化に関する取り組みを行うに当たっては、不適正利用防止の観点とのバランスをとりつつ、MNO・MVNO 問わず同一の条件が適用されるようにして頂きたいと考えます。</p>
	49	<p>【総務省案】</p> <p>5. 3. 2. 政策の具体的方向性</p> <p>(3) 国際ローミング料金の低廉化</p> <p>① 当面は国際ローミング料金の低廉化に関心を有する国との二国間協議を進めることにより、国際ローミング料金の低廉化に向けた「ベストプラクティス」の構築を目指すこと。その後、更なる二国間協議を通じて当該ベストプラクティスの採用国を拡大すると共に、多国間の枠組においても当該ベストプラクティスの採用を働きかけること。</p> <p>② また、国際ローミングに関する二国間協議の進捗を踏まえ、協議の結果を実効あるものとするための制度的な担保措置について検討すること。</p> <p>【意見】</p> <p>事業者は、国際ローミングにおける利便性も差別化要因として競争しています。例えば、弊社共においては海外での定額データ通信を可能とする「海外パケットし放題」や、米国における通信料を国内同等とする「アメリカ放題」のようなサービス</p>

章	頁	意見
		<p>の導入があげられます。このように、国際ローミング料金についても競争を通じて新たなサービスが導入され、その結果として料金の低廉化及び利用者の利便性の向上が進んでいるところであり、今後の料金低廉化に向けた取り組みについては、競争環境下における事業者の自主的な協議・取り組みに委ねることを基本とすべきと考えます。</p>
<p>6. 1. 適切な行政運営の確保 6. 1. 2. 政策の具体的な方向性</p>	<p>50-51</p>	<p>【総務省案】 6. 1. 2. 政策の具体的な方向性 全体に対して</p> <p>【意見】</p> <p>本答申(案)に記載されているとおり、市場は「各社が自由競争の中で、お客様ニーズにこたえるサービスを提供し発展していくもの」であるため、自由競争の促進に向け、「公正競争徹底」、「イノベーションの推進」及び「利用者視点」の原則に則った最低限の規制となる政策を促進し、時代に即した制度に改善頂くことが望ましいと考えます。</p> <p>「行政運営に関する統一かつ基本的な原理原則となるべき指針」を策定するに当たっては、当然ながら中長期的な観点からあるべき市場の姿を予見し計画を作成することになります。制度の浸透による環境変化を考えれば、最低でも5年以上先を見越した計画が必要であると考えます。この中長期的な計画に基づいたPDCAサイクルを回すことで、検証により得られた改善点を翌年度の計画修正に反映できるようになり、計画の達成に向けた行政運営サイクルが確立できるものと考えます。</p> <p>更に、新たな評価制度による評価を政策に適切に反映させ、計画修正を効果的に実施するためにも、規制等に対して以下の5つの観点での評価を行い、導入した規制が正しく効果を生み出しているのかを確実に検証する必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①規制の目的、内容及び必要性 ②規制の費用と便益 ③政策評価の期待効果とその結果(費用と便益の関係の分析等) ④有識者の見解 ⑤レビューを行う時期及び条件 <p>特に③の政策評価の期待効果とその結果を検証するプロセスにおいては、行政の観点ではなく、民間の視点での評価、</p>

章	頁	意見
		<p>分析が必要不可欠となります。このプロセスにおいては民間のコンサルタント等第三者的見地を中心とした検証を導入する等、多角的に検証できるようにすべきであると考えます。</p> <p>また、新たな評価制度の導入に当たっては、広く意見を聞く必要や意見の偏重をなくすことも重要であり、例えば評価に参加する有識者に任期制を取り入れ、定期的に一定程度交代する体制とする等、計画が中長期的になることも踏まえ、社会環境の変化等も反映できる体制を検討する必要があると考えます。</p> <p>なお、本答申(案)では「公正競争レビュー制度を更に充実・発展させ、競争政策のみならず、料金政策等も含め市場動向を分析する新たなツールとして位置付ける」との方針が示されていますが、料金やサービスは競争の中心であり、その料金・サービスを評価する基準については適正性・公平性・透明性を十分に担保する必要があります。基準の策定に際しては事業者を含む当事者が意見を表明できる機会を設置して当事者の見解を十分にヒアリング頂く他、上述の5つの観点での評価を適切に実施頂き、過剰規制により電気通信事業者の事業展開を委縮させることがないよう、十分に検討頂くよう希望します。</p> <p>併せて、本答申(案)においては「競争評価において任意のアンケートで得てきた情報のうち市場動向の分析・検証に不可欠と認められるもの等については、法令に基づく行政への報告事項として位置付けることが望ましい」との考え方が示されていますが、競争評価の任意アンケートで収集しているデータの多くは事業者の経営情報であり、社内の中でもその公開範囲が制限されている場合があることから、報告事項としてそのデータを提出させる必然性があるか、総務省殿が実施可能な利用者アンケート等調査により分析することで対応可能かといった点についてよく検討頂き、データ提出の必要性について電気通信事業者からも十分に意見を聴取した上でご判断頂く必要があります。また、仮に提出すると定められた場合も、提出したデータをどのように用いるのか、データを提出させた結果として期待する効果が実際に得られるか等、慎重に検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p>更に、提出されたデータの取扱いについては、各社の経営情報が類推されることがないように、総務省殿内部での取扱い方法や公開の有無、公開範囲等について、十分に留意頂きたいと考えます。</p>

以上